

設計図書等の貸与方法について

全ての入札案件において入札参加者名を事後公表とするのに伴い、その実効性を確保するため、設計図書等の貸与方法は次のとおりとする。

1 貸与方法

設計図書等の貸与方法は次のいずれかのによるものとする。

- (1) 電子入札システムへのファイルの添付
- (2) 郵送又は宅配便による貸与

なお、上記の方法によることが困難である場合には、業者ごとに日時を指定して貸与するなど、貸与方法を工夫し、入札参加者名に係る情報の管理に万全を期すこと。

2 施行時期

平成19年4月2日以降に公告をし、又は指名通知等を発送するものから適用する。